

清水町議会 全員協議会説明資料

清水町国民保護計画の変更について

平成27年9月3日

総務課

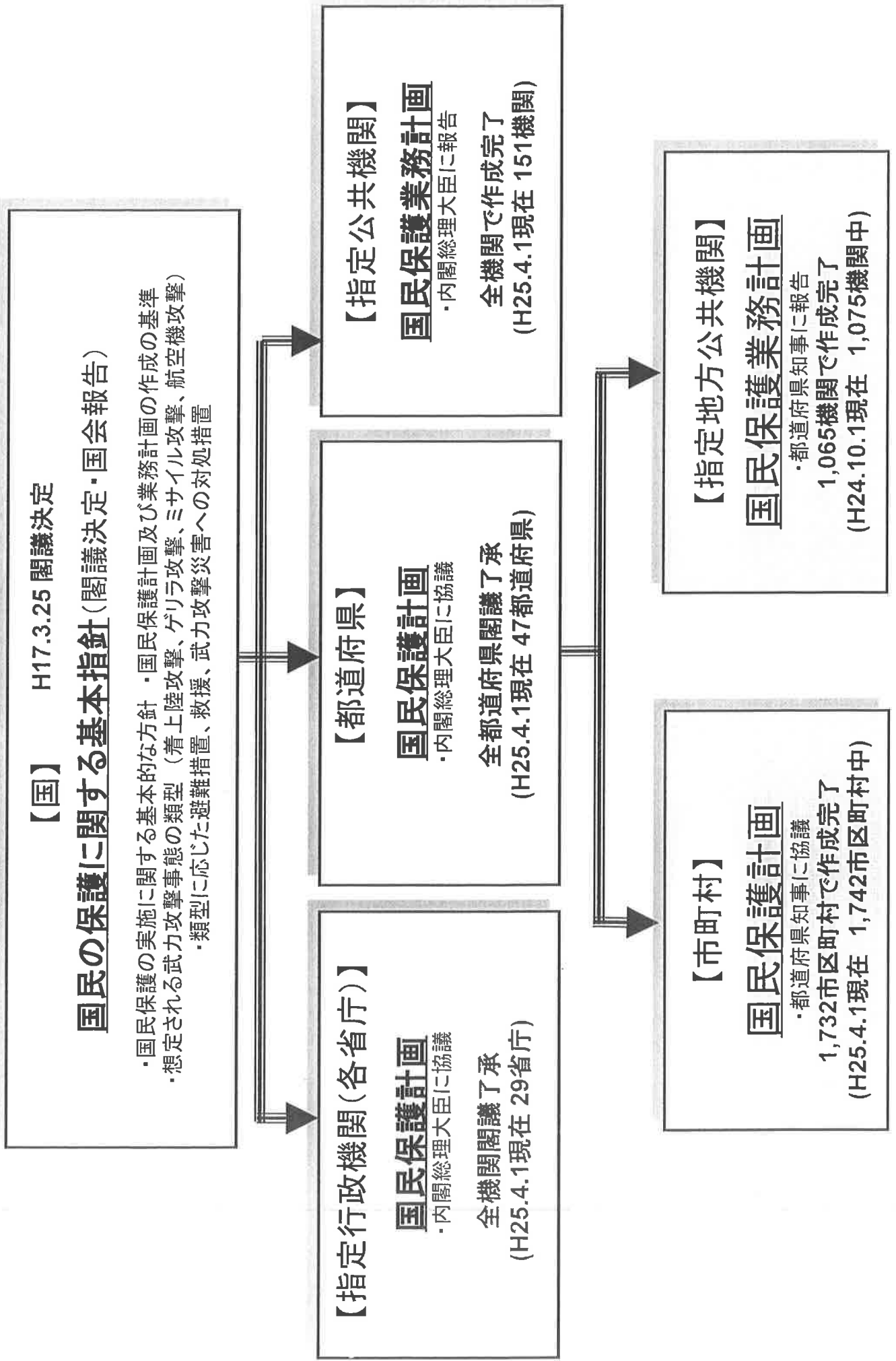
清水町国民保護計画変更概要

平成 26 年 5 月 9 日付け「国民の保護に関する基本指針」の変更並びに平成 26 年 11 月 14 日付け「北海道国民保護計画」の変更をうけて、清水町国民保護計画の変更を行います。

主な変更点は次のとおりであります。

- 1 人口の数値を 26 年度末現在の数値に変更 12
- 2 機構改革による課の増設と名称変更、それに伴う業務内容の変更 14
- 3 社会福祉協議会や自衛隊などの表示を管轄する部署又は管轄者の具体的な名称に変更
- 4 国民保護について町民の協力を求めるとともに、町民自らが自助・共助の精神に基づき努力することを期待する記述を追加
- 5 情報伝達手段として防災情報無線のみの整備を記述していたが、あらゆる情報伝達手段の整備を行う旨の記述に変更
- 6 Jアラートシステムの整備について、参考情報として記述していたが、整備を完了し運用しているため情報手段の一つとして記述し、参考情報の記述を削除
- 7 災害対策基本法において、「災害時要援護者」を「要配慮者」とする変更が行われたことによる用語の変更
- 8 要配慮者への支援計画として位置づけられた「災害時要援護者支援プラン全体計画」の活用を追加
- 9 武力攻撃事態等合同対策協議会に係る記述を追加
- 10 大規模集客施設等への対応を追加
- 11 安否情報システムの利用について追加
- 12 放射性物質に対するスクリーニング及び除染に係る情報提供を追加
- 13 関係法令の一部改正や事務移管等により字句や表現、報告すべき事項の表示を変更
- 14 資料編を地域防災計画との整合を図り、最新のデータに変更

国民の保護に関する計画の策定状況



清水町国民保護計画 新旧対照表

平成27年9月現在

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成 27 年 9 月)	現 行	備 考
1	<p>第1編 総論</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p>	<p>第1編 総論</p> <p>第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等 (略)</p> <p>第2章 国民保護措置に関する基本方針</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 (略)</p> <p>第4章 町の地理的、社会的特徴</p>	<p>「害」を使用しないこととし修正する。</p>
6	<p>第4章 町の地理的、社会的特徴</p> <p>町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。</p> <p>(1) 地形 本町は、北海道の東南部、十勝地域内陸の西部に位置し、東は鹿追町、南は芽室町、北は新得町、西は日高山脈をへだてて日高町に接している。 地勢は、日高山脈が南北に走り、剣山 (1,205m)、久山岳 (1,411m)、芽室岳 (1,753m)、ペケレベツ岳 (1,532m) などの山系を頂点とし、十勝川に向かって緩い傾斜をなしている。ペケレベツ川、小林川、芽室川、久山川の各河川と本町の中央を流れる佐幌川は、いずれも十勝川にそそいでいる。</p> <p>※町の詳細地図については、資料編の資料2に掲載。</p>	<p>町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。</p> <p>(1) 地形 本町は、北海道の東南部、十勝地域内陸の西部に位置し、東は鹿追町、南は芽室町、北は新得町、西は日高山脈をへだてて日高町に接している。 地勢は、日高山脈が南北に走り、剣山 (1,205m)、久山岳 (1,411m)、芽室岳 (1,753m)、高尾山 (1,576m)、ペケレベツ岳 (1,532m) などの山系を頂点とし、十勝川に向かって緩い傾斜をなしている。ペケレベツ川、小林川、芽室川、久山川の各河川と本町の中央を流れる佐幌川は、いずれも十勝川にそそいでいる。</p> <p>※町の詳細地図については、資料編の資料2に掲載。</p> <p>(2) 気候 (略)</p> <p>地図から「高尾山」が削除されているため、字句の整理</p>	

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案(平成27年9月)	現行	備考																																																																																																																																		
7	<p>(3) 人口分布 本町の人口は9,853人(平成27年3月31日現在)で、清水市街地(5,543人)と御影市街地(4,750人)に、全人口の74.0%が集中している。 地区別人口及び人口比率(平成27年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>人口比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清水市街</td> <td>2,632</td> <td>2,905</td> <td>5,543</td> <td>56.3</td> </tr> <tr> <td>字清水地区</td> <td>203</td> <td>194</td> <td>397</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>字下佐幌地区</td> <td>131</td> <td>121</td> <td>252</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>字人舞地区</td> <td>115</td> <td>104</td> <td>219</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>字熊牛地区</td> <td>327</td> <td>294</td> <td>621</td> <td>6.3</td> </tr> <tr> <td>字美蔓地区</td> <td>104</td> <td>96</td> <td>200</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>字上然別地区</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>御影市街</td> <td>842</td> <td>908</td> <td>1,750</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>字御影地区</td> <td>197</td> <td>189</td> <td>386</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>字羽帯地区</td> <td>86</td> <td>85</td> <td>171</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>字旭山地区</td> <td>174</td> <td>138</td> <td>312</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,818</td> <td>5,035</td> <td>9,853</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路・鉄道・空港の位置等 道路は、国道38号線が南北に縦断し、北は旭川・富良野方面へ、南は帯広・釧路方面へ繋がっており、国道274号線が東西に横断し、西は札幌方面へ、東は然別方面へと繋がっている。また、北海道横断自動車道千歳恵庭IC～白糠間が開通している。 鉄道は、JR根室本線が国道38号線に並行して南北に縦断しており、札幌方面及び釧路方面へと繋がっている。 空港は、帯広空港が、本町から約60kmの距離に位置している。 (道路網表示図については、不明瞭につき削除する。)</p>	地区名	男	女	計	人口比率(%)	清水市街	2,632	2,905	5,543	56.3	字清水地区	203	194	397	4.0	字下佐幌地区	131	121	252	2.6	字人舞地区	115	104	219	2.2	字熊牛地区	327	294	621	6.3	字美蔓地区	104	96	200	2.0	字上然別地区	1	1	2	0.0	御影市街	842	908	1,750	17.8	字御影地区	197	189	386	3.9	字羽帯地区	86	85	171	1.7	字旭山地区	174	138	312	3.2	計	4,818	5,035	9,853	100.0	<p>(3) 人口分布 本町の人口は10,691人(平成18年10月1日現在)で、清水市街地(5,696人)と御影市街地(4,773人)に、全人口の69.9%が集中している。 地区別人口及び人口比率(平成18年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> <th>人口比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清水市街</td> <td>2,710</td> <td>2,986</td> <td>5,696</td> <td>53.3</td> </tr> <tr> <td>字清水地区</td> <td>358</td> <td>335</td> <td>693</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>字下佐幌地区</td> <td>158</td> <td>159</td> <td>317</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>字人舞地区</td> <td>140</td> <td>138</td> <td>278</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>字熊牛地区</td> <td>337</td> <td>331</td> <td>668</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>字美蔓地区</td> <td>121</td> <td>118</td> <td>239</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>字上然別地区</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>御影市街</td> <td>858</td> <td>915</td> <td>1,773</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>字御影地区</td> <td>262</td> <td>236</td> <td>498</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>字羽帯地区</td> <td>94</td> <td>105</td> <td>199</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>字旭山地区</td> <td>172</td> <td>154</td> <td>326</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,212</td> <td>5,479</td> <td>10,691</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 道路・鉄道・空港の位置等 道路は、国道38号線が南北に縦断し、北は旭川・富良野方面へ、南は帯広・釧路方面へ繋がっており、国道274号線が東西に横断し、西は札幌方面へ、東は然別方面へと繋がっている。また、北海道横断自動車道十勝清水～本別・足寄間が開通している。 鉄道は、JR根室本線が国道38号線に並行して南北に縦断しており、札幌方面及び釧路方面へと繋がっている。 空港は、帯広空港が、本町から約60kmの距離に位置している。 (道路網表示図 略)</p>	地区名	男	女	計	人口比率(%)	清水市街	2,710	2,986	5,696	53.3	字清水地区	358	335	693	6.5	字下佐幌地区	158	159	317	3.0	字人舞地区	140	138	278	2.6	字熊牛地区	337	331	668	6.2	字美蔓地区	121	118	239	2.2	字上然別地区	2	2	4	0.0	御影市街	858	915	1,773	16.6	字御影地区	262	236	498	4.7	字羽帯地区	94	105	199	1.9	字旭山地区	172	154	326	3.0	計	5,212	5,479	10,691	100.0	<p>26年度末数値に変更する。</p> <p>現在の開通状況に変更する。</p>
地区名	男	女	計	人口比率(%)																																																																																																																																	
清水市街	2,632	2,905	5,543	56.3																																																																																																																																	
字清水地区	203	194	397	4.0																																																																																																																																	
字下佐幌地区	131	121	252	2.6																																																																																																																																	
字人舞地区	115	104	219	2.2																																																																																																																																	
字熊牛地区	327	294	621	6.3																																																																																																																																	
字美蔓地区	104	96	200	2.0																																																																																																																																	
字上然別地区	1	1	2	0.0																																																																																																																																	
御影市街	842	908	1,750	17.8																																																																																																																																	
字御影地区	197	189	386	3.9																																																																																																																																	
字羽帯地区	86	85	171	1.7																																																																																																																																	
字旭山地区	174	138	312	3.2																																																																																																																																	
計	4,818	5,035	9,853	100.0																																																																																																																																	
地区名	男	女	計	人口比率(%)																																																																																																																																	
清水市街	2,710	2,986	5,696	53.3																																																																																																																																	
字清水地区	358	335	693	6.5																																																																																																																																	
字下佐幌地区	158	159	317	3.0																																																																																																																																	
字人舞地区	140	138	278	2.6																																																																																																																																	
字熊牛地区	337	331	668	6.2																																																																																																																																	
字美蔓地区	121	118	239	2.2																																																																																																																																	
字上然別地区	2	2	4	0.0																																																																																																																																	
御影市街	858	915	1,773	16.6																																																																																																																																	
字御影地区	262	236	498	4.7																																																																																																																																	
字羽帯地区	94	105	199	1.9																																																																																																																																	
字旭山地区	172	154	326	3.0																																																																																																																																	
計	5,212	5,479	10,691	100.0																																																																																																																																	

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考				
8		<p>第5章 町国民保護計画が対象とする事態 (略)</p>					
9		<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備</p> <p>第1 町における組織・体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。</p>					
		<p>1 町の名課等における平素の業務</p> <p>町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。</p>					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1164 766 1209">部署名</th> <th data-bbox="295 1209 766 2132">平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="766 1164 1508 1209">総務課</td> <td data-bbox="766 1209 1508 2132"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 町国民保護対策本部に関すること。 ・ 町国民保護計画に関すること。 ・ 避難実施要領の策定に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 国民保護措置についての訓練に関すること。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部署名	平 素 の 業 務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 町国民保護対策本部に関すること。 ・ 町国民保護計画に関すること。 ・ 避難実施要領の策定に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 国民保護措置についての訓練に関すること。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・ 特殊療養等の交付等に関すること。 ・ 国民保護に関する情報の収集に関すること。 ・ 関係機関との連絡調整に関すること。 など
部署名	平 素 の 業 務						
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護協議会の運営に関すること。 ・ 町国民保護対策本部に関すること。 ・ 町国民保護計画に関すること。 ・ 避難実施要領の策定に関すること。 ・ 物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・ 国民保護措置についての訓練に関すること。 ・ 安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 						

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考				
9	<p>保健福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・園児の安全確保に関すること。 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・ボランティア団体に関すること。 など <p>町民生活課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること。 など <p>農林課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業及び林務関係団体との連絡調整に関すること。 <p>商工観光課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜の保護対策等に関すること。 など ・商工業関係団体との連絡調整に関すること。 など <p>建設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関すること。 <p>水道課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁等の状況把握及び対策に関すること。 など ・水道・下水道施設の状況把握及び対策に関すること。 など <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全確保に関すること。 ・文教施設等の保全に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 など 	<p>保健福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・園児の安全確保に関すること。 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 ・ボランティア団体に関すること。 など <p>町民生活課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に関すること。 など <p>産業振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、商工業及び林務関係団体との連絡調整に関すること。 <p>都市施設課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜の保護対策等に関すること。 など ・復旧に関すること。 ・道路、水道施設の状況把握及び対策に関すること。 など <p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全確保に関すること。 ・文教施設等の保全に関すること。 ・文化財の保護に関すること。 など 	<p>字句の修正</p> <p>機構改革による課の増設・修正及び業務の変更</p>				
10	<p>※ 国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等については、国民保護担当課長等の国民保護担当責任者が行う。</p>	<p>※ 国民保護に関する業務の総括、各課間の調整、企画立案等については、国民保護担当課長等の国民保護担当責任者が行う。</p> <p>※【西十勝消防組合における平素の業務】</p> <table border="1" data-bbox="1101 1545 1244 1747"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部 (消防署)</td> <td>・武力攻撃災害への対応に関すること。(救急・救助を含む。) ・住民の避難誘導に関すること。 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 町職員の参集基準等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p>	部署名	平素の業務	消防本部 (消防署)	・武力攻撃災害への対応に関すること。(救急・救助を含む。) ・住民の避難誘導に関すること。 など	
部署名	平素の業務						
消防本部 (消防署)	・武力攻撃災害への対応に関すること。(救急・救助を含む。) ・住民の避難誘導に関すること。 など						

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現行	備考																								
10	<p>(3) 町の体制及び職員の参集基準等 町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。 その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="387 320 662 929"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td>国民保護担当課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員 の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態 の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③町国民保護対策本部体制</td> <td>全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集基準	①担当課体制	国民保護担当課職員が参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員 の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態 の状況に応じ、その都度判断	③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集	<p>(3) 町の体制及び職員の参集基準等 町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。 その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。</p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" data-bbox="387 320 662 929"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td>国民保護担当課職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員 の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態 の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③町国民保護対策本部体制</td> <td>全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集</td> </tr> </tbody> </table>	体制	参集基準	①担当課体制	国民保護担当課職員が参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員 の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態 の状況に応じ、その都度判断	③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集									
体制	参集基準																										
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集																										
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員 の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態 の状況に応じ、その都度判断																										
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集																										
体制	参集基準																										
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集																										
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員 の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態 の状況に応じ、その都度判断																										
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集																										
11	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1" data-bbox="730 320 1294 929"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定前</td> <td>町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td>事態認定後</td> <td>町国民保護対策本部設置の通知がない場合 町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	① ②	事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合 町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	① ②		町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	<p>【事態の状況に応じた初動体制の確立】</p> <table border="1" data-bbox="730 320 1294 929"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th>体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態認定前</td> <td>町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td>事態認定後</td> <td>町国民保護対策本部設置の通知がない場合 町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)</td> <td>① ②</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) ~ (7) (略)</p>	事態の状況	体制の判断基準	体制	事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	① ②	事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合 町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	① ②		町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	<p>番号での表示ではなく言葉の表現とする。</p>
事態の状況	体制の判断基準	体制																									
事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	① ②																									
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合 町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	① ②																									
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③																									
事態の状況	体制の判断基準	体制																									
事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	① ②																									
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合 町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合 町の全課等での対応が必要な場合 (現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	① ②																									
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③																									

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
12		<p>3 消防機関の体制 (略)</p> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (略)</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。</p> <p>1 基本的考え方 (略)</p> <p>2 道との連携 (略)</p> <p>3 近接市町村との連携</p> <p>(1) 近接市町村との連携 町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に關し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p>	
14	<p>3 近接市町村との連携</p> <p>(1) 近接市町村との連携 町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。</p>		再締結された協定に基づき変更

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成 27 年 9 月)	現 行	備 考
14		<p>4 指定公共機関等との連携 (略)</p>	
15	<p>5 ボランティア団体等に対する支援 (1) (略) (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、清水町社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。</p>	<p>5 ボランティア団体等に対する支援 (1) (略) (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。</p>	<p>協議会を特定する。</p>
16	<p>6 町民の協力等 町民は、道や市町村等が実施する国民保護措置について協力の要請があった場合、自発的な意思に基づき、その協力を努める一方、自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、平素から食料や飲料水等を備蓄するなど、自助・共助の精神に基づき備えていくよう努めることが期待される。</p>	<p>第3 通信の確保</p> <p>町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。</p> <p>(1) 非常通信体制の整備 町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>町民の協力を追記</p> <p>協議会を特定する。</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
16		<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	
		<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備</p> <p>町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>(2) 体制の整備に当たったの留意事項</p> <p>体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。</p>	
		<p>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p>	
		<p>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等）による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報集体制の整備を図る。</p>	
		<p>・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p>	
		<p>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電話システム等により収集し、道庁策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</p>	
		<p>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p>	

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成 27 年 9 月)	現 行	備 考
17	<p>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるように必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	<p>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p> <p>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるように必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>	<p>(3) 情報の共有 (略)</p>
			<p>字句の修正</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案(平成27年9月)	現 行	備 考
17	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>町は、武力攻撃事象等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の通信方式のデジタル化の推進を図るなど通信体制の充実に努める。</p>	<p>情報伝達を防災無線のみではなくあらゆる手段で伝達するよう修正する。</p>
18	<p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>町は、防災行政無線、登録制メール、広報車、消防団及び自主防災組織や町内会等の地域コミュニティを通じた伝達等による他、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者との協力、コンピュータやデータ通信等を活用した迅速な情報提供システムの構築に努め、住民に対する迅速かつ的確な情報伝達体制の充実に努める。更に緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、消防緊急無線、防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークの情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。</p> <p>(削除)</p>	<p>※【全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備について】(参考情報)</p> <p>国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備を検討しており、平成17年度においては、全国31団体において実証実験を実施しており、平成19年2月から一部の情報について運用可能となっている。</p> <p>今後、全国の市区町村においては、市町村合併に伴う同報無線の親機の統合や遠隔制御装置の設置(旧市町村間の親機の統合運用等)、同報無線の更新やデジタル化、同報無線の導入等が近々に予定される団体が相当数に上ると見込まれる。</p> <p>この場合、市区町村においてJ-Alertのために新規に必要となる機器について、効率性の観点から、これらの整備時期において一体的に自動起動機の設置及び工事等を行うことも十分に検討される必要がある。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>Jアラートは、整備を終了し運用しているため削除する。</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
19	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。 【収集・報告すべき情報】</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。 【収集・報告すべき情報】</p>	
<p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所（郵便番号を含む。)</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷(疾病)の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民 (上記①～⑦に加えて)</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑰ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意</p>	<p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷(疾病)の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民 (上記①～⑦に加えて)</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑰ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意</p>	<p>省令の一部改正による修正</p>	

頁	修正案 (平成27年9月)	現行	備考
20		<p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>(略)</p>	
21		<p>第5 研修及び訓練</p> <p>(略)</p>	
23	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。</p>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。</p>	
24	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、要配慮者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 ※【災害時要援護者の避難支援プランについて】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難支援計画である災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。 避難支援プランは、要配慮者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。 要配慮者一人一人の避難支援プランを実施するためには、要配慮者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基き、要配慮者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、支援すべき要配慮者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、要配慮者各個人の状態、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 ※【災害時要援護者の避難支援プランについて】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。 避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。 災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基き、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個人の状態、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。</p>	<p>字句の修正 地域防災計画における用語修正に準じて修正 「災害時要援護者」避難支援プランについては要配慮者への支援計画として地域防災計画に位置づけられていることから、名称及び構成をそのまま使用する。</p>

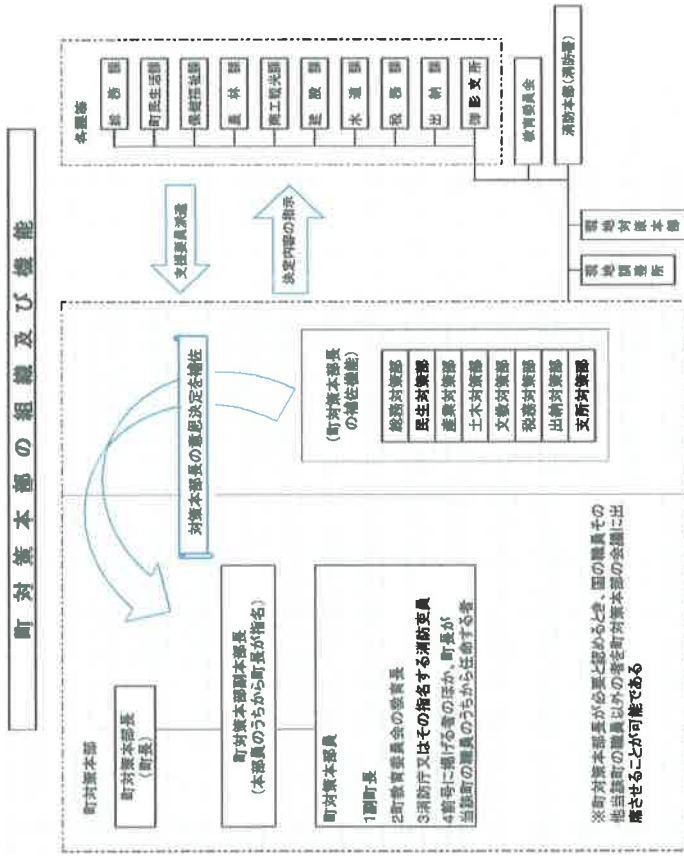
清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正素案 (平成27年9月)	現 行	備 考
24	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行い、つつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p> <p>この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮するものとする。</p>	<p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行い、つつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>	<p>要配慮者への配慮を適切</p>
25		<p>3 救急に関する基本的事項</p> <p>(略)</p>	
26		<p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>(略)</p>	
27		<p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>(略)</p>	
27		<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(略)</p>	
29		<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>(略)</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p>	<p>武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
29	<p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>町は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p>	<p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>町は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。</p> <p>(2) ～ (3)</p>	<p>字句の修正</p>
30	<p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>(略)</p>	
33	<p>1 町対策本部の設置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>	<p>第2章 町対策本部の設置等</p> <p>町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。</p>	

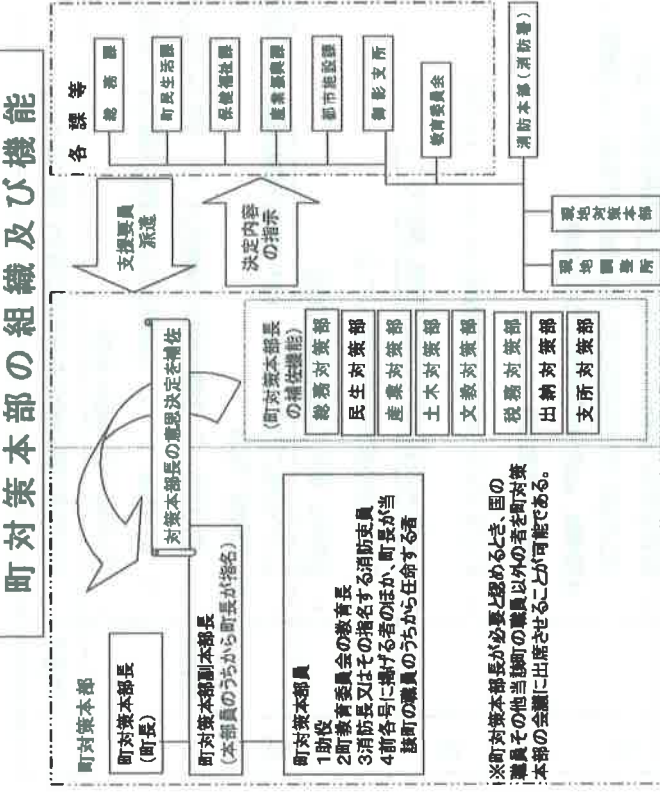
※ 【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課等において措置を実施するものとする (町対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

※ 町対策本部の詳細組織図については、資料編の資料5に掲載。

※ 【町対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課等において措置を実施するものとする (町対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

※ 町対策本部の詳細組織図については、資料編の資料5に掲載。

町の組織改革により
課名等修正

清水町国民保護計画新旧対照表

修正案 (平成 27 年 9 月)

備考

34

※【町対策本部長の補佐機能の編成】

	機 能
総務	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部会議の運営に関すること。 情報班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 町対策本部長が決定した方針に基づき各班に対する具体的な指示 町が行う国民保護措置に関する調整 他の市町村に対する応援の求め、道への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること。 道を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関すること。
対策	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 避難所の設置に関すること。 町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 町対策本部員の食料の調達等業務に関すること。
管財班	<ul style="list-style-type: none"> 町有施設の被害対策に関すること。 被災時に要する物品の購入調達
情報班	<ul style="list-style-type: none"> 以下の情報に関する国、道、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 通話回線や通信機器の確保
財務班	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置に要する予算及び資金に関すること。

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
民生	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設の被害対策に関すること。 医療施設の被害調査に関すること。 遺体の処理及び埋葬に関すること。 生活必需品の給与又は貸付に関すること。 義捐金品の受け付け及び配分に関すること。 民生対策部内の連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設の被害対策に関すること。 医療施設の被害調査に関すること。 死体の処理及び埋葬に関すること。 生活必需品の給与又は貸付に関すること。 義捐金品の受け付け及び配分に関すること。 民生対策部内の連絡調整に関すること。 	字句の修正
生 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 救援の実施に関すること。 被災者に対する炊出し、食品の提供計画及び実施に関すること。 救護所の設置計画及び実施に関すること。 医薬品の調達、供与に関すること。 食品・飲料水及び生活必需品の確保に関すること。 被災時の医療助産に関すること。 被災時の防疫、清掃に関すること。 救助班、移動医療班の設置に関すること。 傷病者の収容、手当その他医療全般 	<ul style="list-style-type: none"> 救援の実施に関すること。 被災者に対する炊出し、食品の提供計画及び実施に関すること。 救護所の設置計画及び実施に関すること。 医薬品の調達、供与に関すること。 食品・飲料水及び生活必需品の確保に関すること。 被災時の医療助産に関すること。 被災時の防疫、清掃に関すること。 救助班、移動医療班の設置に関すること。 傷病者の収容、手当その他医療全般 	
衛 生 班	<ul style="list-style-type: none"> 被災時の医療助産に関すること。 被災時の防疫、清掃に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災時の医療助産に関すること。 被災時の防疫、清掃に関すること。 	
医 療 班	<ul style="list-style-type: none"> 救助班、移動医療班の設置に関すること。 傷病者の収容、手当その他医療全般 	<ul style="list-style-type: none"> 救助班、移動医療班の設置に関すること。 傷病者の収容、手当その他医療全般 	
産 業 対 策 部	<ul style="list-style-type: none"> 被災農家の災害融資に関すること。 被災農家の営農指導に関すること。 農作物及び農業用施設の被害対策に関すること。 家畜及び畜産施設の被害対策に関すること。 産業対策部内の連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災農家の災害融資に関すること。 被災農家の営農指導に関すること。 農作物及び農業用施設の被害対策に関すること。 家畜及び畜産施設の被害対策に関すること。 産業対策部内の連絡調整に関すること。 	
農 務 班	<ul style="list-style-type: none"> 農作物及び農業用施設の被害対策に関すること。 家畜及び畜産施設の被害対策に関すること。 産業対策部内の連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 農作物及び農業用施設の被害対策に関すること。 家畜及び畜産施設の被害対策に関すること。 産業対策部内の連絡調整に関すること。 	
林 務 班	<ul style="list-style-type: none"> 林産物及び林産施設の被害対策、被害調査に関すること。 町有林の被害対策及び被害調査に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 林産物及び林産施設の被害対策、被害調査に関すること。 町有林の被害対策及び被害調査に関すること。 	
商 工 観 光 班	<ul style="list-style-type: none"> 商業及び工鉱業の被害対策、被害調査に関すること。 被災商工鉱業者に対する融資に関すること。 被災時の労務供給計画実施に関すること。 観光施設の被害対策、被害調査に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業及び工鉱業の被害対策、被害調査に関すること。 被災商工鉱業者に対する融資に関すること。 被災時の労務供給計画実施に関すること。 観光施設の被害対策、被害調査に関すること。 	

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
36		<ul style="list-style-type: none"> 公共土木施設の被害対策及び被害調査に関すること。 被災地の復旧に関すること。 被災時の運送に関すること。 被災時における障害物の除去に関すること。 土木対策部内の連絡調整に関すること。 	
土 木		<ul style="list-style-type: none"> 建築物の被害対策及び被害調査に関すること。 応急仮設住宅の設置に関すること。 被災時における住宅の応急修理に関すること。 	
対 策		<ul style="list-style-type: none"> 水道施設の被害対策及び被害調査に関すること。 飲料水の供給に関すること。 	
部		<ul style="list-style-type: none"> 教育施設の被害対策及び被害調査に関すること。 児童生徒の避難に関すること。 被災時の学用品の供給及び応急教育に関すること。 被災時の学校給食に関すること。 教育関係支援金品の受付に関すること。 文教対策部内の連絡調整に関すること。 	
文 教 対 策 部		<ul style="list-style-type: none"> 社会教育施設の被害対策及び被害調査に関すること。 被害活動に協力する婦人・青少年団体等の連絡調整に関すること。 	
社 会 教 育 班		<ul style="list-style-type: none"> 被災納税者の調査に関すること。 被災納税者の減免等に関すること。 	
税 対 策 部 務 部			

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考																
36	<p>※【町の各課等における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>保健福祉課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>町民生活課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部署名	平 素 の 業 務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 	町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>出 策 納 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置関係の出納に関すること。 義捐金品の受付保管に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>支 策 所 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集及び報告に関すること。 本部各班関連対策業務の連絡に関すること。 その他特命事項に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	出 策 納 部	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置関係の出納に関すること。 義捐金品の受付保管に関すること。 	支 策 所 部	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集及び報告に関すること。 本部各班関連対策業務の連絡に関すること。 その他特命事項に関すること。 					
部署名	平 素 の 業 務																		
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 																		
保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 																		
町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 																		
出 策 納 部	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置関係の出納に関すること。 義捐金品の受付保管に関すること。 																		
支 策 所 部	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集及び報告に関すること。 本部各班関連対策業務の連絡に関すること。 その他特命事項に関すること。 																		
37	<p>※【町の各課等における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>保健福祉課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>町民生活課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部署名	平 素 の 業 務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 	町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 	<p>※【町の各課等における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>保健福祉課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること </td> </tr> <tr> <td>町民生活課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部署名	平 素 の 業 務	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 	町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 	<p>字句の修正</p>
部署名	平 素 の 業 務																		
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 																		
保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 																		
町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 																		
部署名	平 素 の 業 務																		
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 町国民保護対策本部に関すること。 避難実施要領の策定に関すること。 安否情報の収集に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 避難施設の運営体制の整備に関すること。 特殊標章等の交付等に関すること。 国民保護に関する情報の収集に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 																		
保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること 																		
町民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理に関すること 																		

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案(平成27年9月)	現行	備考																
37	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 224 239 336">農林課</td> <td data-bbox="159 336 845 403"> <ul style="list-style-type: none"> 農業及び林務関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の保護対策等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 403 239 515">商工観光課</td> <td data-bbox="159 515 845 582"> <ul style="list-style-type: none"> 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 582 239 694">建設課</td> <td data-bbox="159 694 845 761"> <ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 道路、橋梁の状況把握及び対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 761 239 873">水道課</td> <td data-bbox="159 873 845 940"> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設、下水道しせつの状況把握及び対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 940 239 1052">教育委員会</td> <td data-bbox="159 1052 845 1187"> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確保に関すること。 文教施設等の保全に関すること。 文化財の保護に関すること。 </td> </tr> </table>	農林課	<ul style="list-style-type: none"> 農業及び林務関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の保護対策等に関すること。 	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 道路、橋梁の状況把握及び対策に関すること。 	水道課	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設、下水道しせつの状況把握及び対策に関すること。 	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確保に関すること。 文教施設等の保全に関すること。 文化財の保護に関すること。 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1187 239 1299">産業振興課</td> <td data-bbox="159 1299 845 1366"> <ul style="list-style-type: none"> 農業、商工業及び林務関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の保護対策等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1366 239 1478">都市施設課</td> <td data-bbox="159 1478 845 1545"> <ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 道路、水道施設の状況把握及び対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1545 239 1657">教育委員会</td> <td data-bbox="159 1657 845 1724"> <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確保に関すること。 文教施設等の保全に関すること。 文化財の保護に関すること。 </td> </tr> </table>	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 農業、商工業及び林務関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の保護対策等に関すること。 	都市施設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 道路、水道施設の状況把握及び対策に関すること。 	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確保に関すること。 文教施設等の保全に関すること。 文化財の保護に関すること。 	<p>機構改革による課の増設・修正及び業務の変更</p>
農林課	<ul style="list-style-type: none"> 農業及び林務関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の保護対策等に関すること。 																		
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 																		
建設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 道路、橋梁の状況把握及び対策に関すること。 																		
水道課	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設、下水道しせつの状況把握及び対策に関すること。 																		
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確保に関すること。 文教施設等の保全に関すること。 文化財の保護に関すること。 																		
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> 農業、商工業及び林務関係団体との連絡調整に関すること。 家畜の保護対策等に関すること。 																		
都市施設課	<ul style="list-style-type: none"> 復旧に関すること 道路、水道施設の状況把握及び対策に関すること。 																		
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全確保に関すること。 文教施設等の保全に関すること。 文化財の保護に関すること。 																		
40	<p>(4) 町対策本部における広報等 町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。</p> <p>④その他関係する報道機関 ※関係報道機関一覧については、資料編の資料1に掲載。</p>	<p>※【西十勝消防組合における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="845 1187 877 1299">部署名</th> <th data-bbox="845 1299 877 1411">平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="845 1299 877 1411">消防本部 (消防署)</td> <td data-bbox="845 1411 1519 1478"> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対応に関すること。(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 町対策本部における広報等 町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。</p> <p>④その他関係する報道機関 ※関係報道機関一覧については、資料編の資料5に掲載。</p>	部署名	平素の業務	消防本部 (消防署)	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対応に関すること。(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 	<p>資料整理により資料番号変更</p>												
部署名	平素の業務																		
消防本部 (消防署)	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害への対応に関すること。(救急・救助を含む。) 住民の避難誘導に関すること。 																		
37	修正案(平成27年9月)	現行	備考																
40			2 通言の確保 (略)																

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成 27 年 9 月)	現 行	備 考
41	<p>第 3 章 関係機関相互の連携</p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 国・道の対策本部との連携</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携</p> <p>町は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力をする。</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める (国民保護等派遣)。</p> <p>また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊帯広地方協力本部長又は当町の協議会委員でたる第 5 戦車大隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面総監、海上自衛隊にあっては入道地方総監、航空自衛隊にあっては第 2 航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>第 3 章 関係機関相互の連携</p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 国・道の対策本部との連携</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める (国民保護等派遣)。</p> <p>また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>② (略)</p> <p>4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 (略)</p>	<p>合同対策協議会の配述を追加</p> <p>所管する具体的な部署名及び職名に修正する。</p>
42	<p>第 3 章 関係機関相互の連携</p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 国・道の対策本部との連携</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携</p> <p>町は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力をする。</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める (国民保護等派遣)。</p> <p>また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊帯広地方協力本部長又は当町の協議会委員でたる第 5 戦車大隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面総監、海上自衛隊にあっては入道地方総監、航空自衛隊にあっては第 2 航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。</p>	<p>第 3 章 関係機関相互の連携</p> <p>町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 国・道の対策本部との連携</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>① 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める (国民保護等派遣)。</p> <p>また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当該町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。</p> <p>② (略)</p> <p>4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 (略)</p>	<p>合同対策協議会の配述を追加</p> <p>所管する具体的な部署名及び職名に修正する。</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成 27 年 9 月)	現 行	備 考
43		<p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 (略)</p> <p>6 町の行方応援等 (略)</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等 (略)</p> <p>8 住民への協力要請 (略)</p>	
44		<p>第 4 章 警報及び避難指示等</p> <p>第 1 警報の伝達</p> <p>町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。</p>	
45		<p>1 警報の内容の伝達等 (略)</p>	
46	<p>(削除)</p>	<p>2 警報の内容の伝達方法 (1) ①～② (略)</p> <p>※【全国瞬時警報システム (J-ALERT) を用いた場合の対応】(参考情報) 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム (J-ALERT) が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</p>	<p>伝達手段として運用しているため削除</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
46	<p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、住民組織や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。 この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、住民組織や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>用語の修正</p> <p>字句・用語の修正</p>
47	<p>3 緊急通報の伝達及び通知</p> <p>(略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知</p> <p>(略)</p>	
48	<p>第2 避難準備の誘導等</p>	<p>第2 避難準備の誘導等</p> <p>町は、道の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。</p>	
49	<p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p>	<p>1 避難の指示の通知・伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p>	

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
49	<p>(2) 避難実施要領の策定の留意点 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、町長は、原則として道計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。</p>	<p>(2) 避難実施要領の策定の留意点 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、町長は、原則として道計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。</p>	
50	<p>※【道計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】</p> <p>⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>⑥ 要配慮者の避難方法の決定（要配慮者支援班の設置）</p>	<p>※【道計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 要援護者の避難方法の決定（災害時要援護者支援班の設置）</p> <p>⑦～⑩ (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>用語の修正</p>
51	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、住民組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、住民組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	<p>用語の修正</p> <p>用語の修正</p>
52		<p>(3) ～ (5) (略)</p>	

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案(平成27年9月)	現行	備考
52	<p>(6) 高齢者、障がい者等への配慮 町長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、避難支援計画の全体計画である災害時要配慮者避難プラン全体計画に沿って対応する。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を検討する必要がある。 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p> <p>(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難 町長は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特長に応じ当該施設に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように必要な対策をとるものとする。</p>	<p>(6) 高齢者、障害者等への配慮 町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)</p>	<p>字句・用語の修正 地域防災計画に位置づけられた災害時要配慮者避難プランの活用を適切にする。</p>
53	<p>(8) 残留者等への対応(略)</p> <p>(9) 避難所等における安全確保等(略)</p> <p>(10) 動物の保護等に関する配慮(略)</p> <p>(11) 通行禁止措置の周知(略)</p> <p>(12) 道に対する要請等(略)</p> <p>(13) 避難住民の運送の求め等(略)</p> <p>(14) 避難住民の復帰のための措置(略)</p>	<p>(7) 残留者等への対応(略)</p> <p>(8) 避難所等における安全確保等(略)</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮(略)</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知(略)</p> <p>(11) 道に対する要請等(略)</p> <p>(12) 避難住民の運送の求め等(略)</p> <p>(13) 避難住民の復帰のための措置(略)</p>	<p>項目追加による番号変更</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
54			
55		<p>弾道ミサイル攻撃の場合 (略)</p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 (略)</p> <p>着上陸侵攻の場合 (略)</p>	
56			
57	<p>第5章 救護</p> <p>1 救護の実施</p> <p>(1) 救護の実施 町長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、町長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救護に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。</p> <p>⑨ 遺体の捜索及び処理</p>	<p>第5章 救護</p> <p>町長は、知事から、知事の権限に属する救護の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救護に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救護の内容等について、以下のとおり定める。</p> <p>1 救護の実施</p> <p>(1) 救護の実施 町長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、町長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救護に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。</p> <p>①～⑧ (略) ⑨ 死体の捜索及び処理 ⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>字句の修正</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現行	備考
58	<p>3 救援の基準等</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>2 関係機関との連携 (略)</p> <p>3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>事務移管による修正</p>
59	<p>(3) 救援の内容</p> <p>町長は、1の(1)の通知があった場合において、次の①から⑩の事項のうち、実施することとされた救援に関する措置について、当該事務を行うこととされた期間、原則として現物支給により行う。</p> <p>① 収容施設の供与</p> <p>ア 避難所の開設</p> <p>避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。</p> <p>収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 救援の内容</p> <p>町長は、1の(1)の通知があった場合において、次の①から⑩の事項のうち、実施することとされた救援に関する措置について、当該事務を行うこととされた期間、原則として現物支給により行う。</p> <p>① 収容施設の供与</p> <p>ア 避難所の開設</p> <p>避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。</p> <p>収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。</p>	<p>字句の修正</p>
60	<p>イ～ウ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>イ～ウ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p>	<p>字句の修正</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成 27 年 9 月)	現 行	備 考
61	<p>⑥ 電話その他の通信設備の提供 電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。 提供に当たっては、聴覚障害者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童 (特別支援学校の小学校児童を含む。)、中学校生徒 (中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。)、高等学校等生徒 (高専学校の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品 (教科書、文房具) がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ 遺体の捜索及び処理 ア 遺体の捜索 イ 遺体の処理 捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合は遺族がいずれもない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一次保存 (原則既存の建物)、検案等の措置を行う。</p>	<p>⑥ 電話その他の通信設備の提供 電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。 提供に当たっては、聴覚障害者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 学用品の給与 道と緊密に連携しつつ、小学校児童 (盲学校、聾学校及び養護学校 (以下「特殊教育諸学校」という。))の小学校児童を含む。)、中学校生徒 (中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。)、及び高等学校等生徒 (高専学校 (定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。)の被災状況を情報収集し、学用品 (教科書、文房具) 及び通学用品をいう。)を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。</p> <p>⑨ 死体の捜索及び処理 ア 死体の捜索 イ 死体の処理 捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合は遺族がいずれもない場合、関係機関と連携し、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理、死体の一次保存 (原則既存の建物)、検案等の措置を行う。</p> <p>⑩ (略)</p> <p>4 医療活動等を実施する際ご時ご時に留意すべき事項 (略)</p> <p>5 救急の要する物資の供給し要請等 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>学校教育法の一部改正による修正</p> <p>字句の修正</p>
62			

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成 27 年 9 月)	現 行	備 考
63	<p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報システムの利用</p> <p>町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</p> <p>2 安否情報の収集 (略)</p> <p>3 道に対する報告</p> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載し道に送付する。</p> <p>4 安否情報の照会に対する回答 (略)</p> <p>5 日本赤十字社に対する協力</p> <p>町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、4 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮し、情報の提供を行う。</p>	<p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。 (流れを占めず図省略)</p> <p>1 安否情報の収集 (略)</p> <p>2 道に対する報告</p> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面 (電磁的記録を含む。) を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答 (略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮し、情報の提供を行う。</p>	<p>運用が開始された安否情報システムを追加</p> <p>項目追加による番号変更</p> <p>番号変更 北海道計画に準じて修正</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更 項目番号変更</p>
64	<p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報システムの利用</p> <p>町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</p> <p>2 安否情報の収集 (略)</p> <p>3 道に対する報告</p> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載し道に送付する。</p> <p>4 安否情報の照会に対する回答 (略)</p> <p>5 日本赤十字社に対する協力</p> <p>町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、4 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮し、情報の提供を行う。</p>	<p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。 (流れを占めず図省略)</p> <p>1 安否情報の収集 (略)</p> <p>2 道に対する報告</p> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面 (電磁的記録を含む。) を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答 (略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮し、情報の提供を行う。</p>	<p>運用が開始された安否情報システムを追加</p> <p>項目追加による番号変更</p> <p>番号変更 北海道計画に準じて修正</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更 項目番号変更</p>
65	<p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>1 安否情報システムの利用</p> <p>町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。</p> <p>2 安否情報の収集 (略)</p> <p>3 道に対する報告</p> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載し道に送付する。</p> <p>4 安否情報の照会に対する回答 (略)</p> <p>5 日本赤十字社に対する協力</p> <p>町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、4 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮し、情報の提供を行う。</p>	<p>第 6 章 安否情報の収集・提供</p> <p>町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。</p> <p>※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。 (流れを占めず図省略)</p> <p>1 安否情報の収集 (略)</p> <p>2 道に対する報告</p> <p>町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面 (電磁的記録を含む。) を、電子メールで道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答 (略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p>町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮し、情報の提供を行う。</p>	<p>運用が開始された安否情報システムを追加</p> <p>項目追加による番号変更</p> <p>番号変更 北海道計画に準じて修正</p> <p>番号変更</p> <p>番号変更 項目番号変更</p>

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
66	第7章 武力攻撃災害への対処	第7章 武力攻撃災害への対処 第1～第3 (略)	
74	(4) 汚染原因に応じた対応 町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれの点に留意して措置を講ずる。 ① 核攻撃等の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 また、措置に当たるとともに、被ばく線量の管理 を行いつつ、活動を実施させる。 さらに、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、スクリーニングの場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。	第4 NBC攻撃による災害への対処等 町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。 町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動対応の措置を講ずる。 (1)～(3) (略) (4) 汚染原因に応じた対応 町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれの点に留意して措置を講ずる。 ① 核攻撃等の場合 町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。 また、措置に当たるとともに、被ばく線量の管理 を行いつつ、活動を実施させる。	基本指針の変更による修正
75		②～③ (略)	
77		(5)～(6) (略)	第8章 被災情報の収集及び報告 (略)

清水町国民保護計画新旧対照表

頁	修正案 (平成27年9月)	現 行	備 考
78	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>町は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>町は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>町は、避難先等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>町は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>町は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。</p> <p>この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p> <p>2 廃棄物の処理</p> <p>(略)</p> <p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>(略)</p> <p>第11章 特殊標章等の交付及び管理</p> <p>(略)</p> <p>第4編 復旧等</p> <p>(略)</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>(略)</p>	
79			字句の修正
80			
81			
83			
86			